

# みずほけんぽニュース

## MIZUHO

2023 no.49 秋号

- P.2 【KENPO for all】 理事長挨拶  
～健保を取り巻く環境の変化について～
- P.3 令和4年度 決算のお知らせ
- P.4 みずほ健保ホームページをご利用ください
- P.5 乳がん検診を受診しましょう
- P.6 「医療費控除用通知」について
- P.7 健康保険証は2024年秋に廃止となる見通しです
- P.8 医療機関等の受診にはマイナンバーカード！
- P.10 被扶養者に係る異動の届出について／  
加入資格を喪失したら保険証の返却を
- P.11 被扶養者の認定要件に『国内居住』が  
加わっています
- P.12 みずほなんでも相談室／  
からだの相談・こころの相談／公告

### みずほ健保組合のホームページが新しくなりました！

📄  
手続き・申請

 各種健診・ドック（保健事業）	 保険証の手続き（適用） 紛失・毀損／記載事項・氏名の変更・訂正	 扶養家族の手続き（適用） 被扶養者の認定／被扶養者でなくなった
 退職に関する手続き（適用） 任意継続被保険者／特例退職被保険者制度	 病気やケガをしたとき（給付） 医療費が高額になったとき／限度額適用認定証	 立て替え払いをしたとき（給付） 保険証を持たずに医療機関等にかかった／治療 用装具等
 出産したとき（給付）	 亡くなったとき（給付）	 健康保険・介護保険のしくみ

🔔  
お知らせ

2023年09月15日 [みずほけんぽニュース2023年秋号発刊のお知らせ](#) **NEW**

各種健診・ドックに関する手続き	からだの相談・こころの相談	みずほなんでも相談室
機関誌みずほけんぽニュース	特定健診・特定保健指導	データヘルス計画

各手続き方法  
はこちら

最新情報は  
こちら

けんぽニュースは、  
こちらからも！



<https://www.mizuho-kenpo.or.jp/>

## 理事長挨拶



みずほ健康保険組合

理事長

人見 誠

### ～健保を取り巻く環境の変化について～

日頃より当健保の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

私たちの生活に大きな影響を与えて来ました新型コロナウイルス感染症は今年5月に感染症分類が2類から5類へと変更されました。新型コロナウイルス感染症の影響は約3年半にわたりましたが、この間に健保を取り巻く環境は大きく変化し当健保もそれに見合った対応を求められました。

まず、新型コロナウイルス感染症が蔓延したため対面での健診をしなくても血液検査・尿検査・便検査が自宅で簡単に出来る「郵送検査」を取り入れました。これにより加入者の皆さまが、健診に行かなくてもご自身の数値を把握出来るようになりました。また、特定保健指導も全面的に非対面にシフトする等の工夫も行って参りました。今後も、当健保は外部環境や皆さまの生活スタイルの変化等に合わせて適切な対応を行って参ります。

一方、今後は健保を取り巻く環境は一層厳しくなることが確実な状況です。具体的には、2024年度からの前期高齢者納付金にかかる制度変更が決定し、これにより今後当健保が納付しなければならない負担額は大幅に増加する見込みです。

当健保としては、こうした状況も踏まえ、何とか現行の保険料率を極力維持していけるよう、組合員の皆さんの健康増進に繋がる施策にこれまで以上に力を入れていきたいと考えています。その一例として今年度、直近3年間に乳がん検診を受診されていない40歳から64歳の女性に「婦人科検診＜乳がん検診＞」のご案内をしております。より多くの方に受診いただき、万が一病変を発見されたとしても早期に治療を進め健康で通常の生活に早期に戻られる方を一人でも増やすということが一番の目的ですが、結果として、当健保財政の安定化にもつながります。

最後に足元のトピックスです。マイナンバーカードに保険証機能を一体化させた「マイナ保険証」の普及を進めていくことになりましたのは皆さんご存知のことと思います。「マイナ保険証」に関する情報は、当健保ホームページの「お知らせ」で順次更新していきますのでご参照いただければ幸いです。

当健保は、皆さまが健康であり続けることを最大の目的とし、これからも健保を取り巻く環境の変化にもしっかりと対応して参る所存です。引き続き組合員の皆さまのご理解をお願い致します。

令和4年度決算組合会が7月28日に開催され、みずほ健康保険組合の令和4年度収入支出決算案が可決承認されました。その概要をお知らせいたします。

## 令和4年度 決算概要表

(単位：百万円)

一般勘定		収入	
項目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	増減
健康保険収入（保険料等）	38,462	38,843	381
調整保険料収入	682	686	4
繰入金	1,531	49	△1,482
国庫補助金収入	48	535	487
診療所収入	957	802	△155
財政調整事業交付金	505	383	△122
雑収入	25	53	28
<b>収入合計</b>	<b>42,211</b>	<b>41,352</b>	<b>△859</b>
実体収入	40,736	41,352	615
実体支出	40,493	38,254	△2,239
実体収支	243	3,097	2,854

実体収入 = 収入合計 - 別途積立金繰入

実体支出 = 支出合計 - 予備費

介護勘定		収入	
項目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	増減
介護保険収入	5,152	5,160	8
繰越金	160	160	0
雑収入	0	0	0
<b>収入合計</b>	<b>5,312</b>	<b>5,320</b>	<b>8</b>

### ●決算の基礎数値

被保険者数	65,507人
平均標準報酬月額	489,814円
年間標準賞与総額	127,728,457千円
健康保険料率	79.0%（事業主51.0%・被保険者28.0%）
介護保険料率	16.80%（事業主8.40%・被保険者8.40%）

支出			
項目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	増減
事務所費	464	382	△82
保険給付費	20,758	19,649	△1,109
法定給付費	19,714	18,691	△1,023
付加給付費	1,045	958	△87
納付金	15,518	15,313	△205
保健事業費	1,219	937	△282
営繕費	6	0	△6
診療所費	1,672	1,219	△453
財政調整事業拠出金	682	672	△11
その他	173	82	△91
予備費	1,718	0	△1,718
<b>支出合計</b>	<b>42,211</b>	<b>38,254</b>	<b>△3,957</b>
収支差引	0	3,097	—

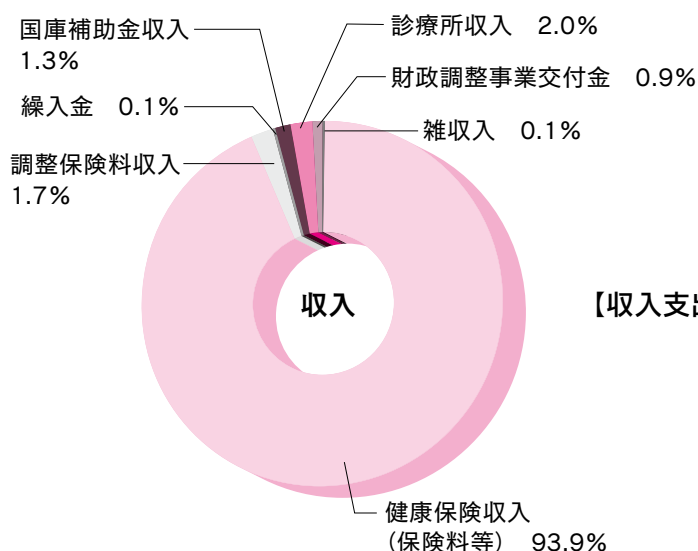
項目	令和3年度 末残高	令和4年度 末残高	増減
準備金残高	8,926	8,926	0
別途積立金残高	29,295	32,378	3,083

※四捨五入の関係により差異表示があります。

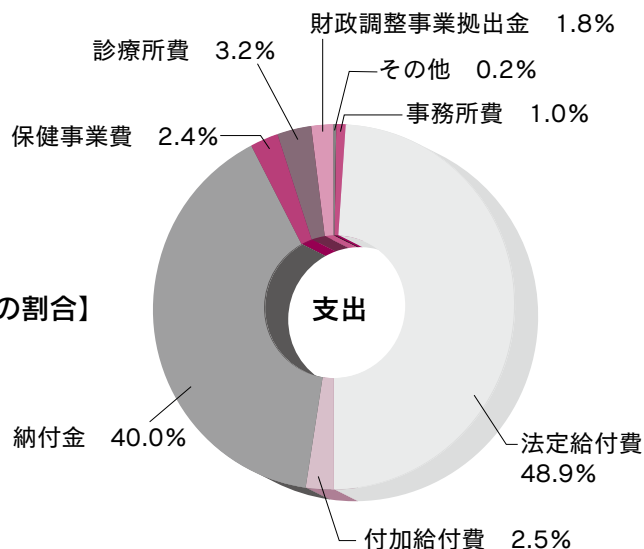
支出			
項目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	増減
介護納付金	5,063	5,063	0
還付金	5	2	△3
予備費	244	0	△244
<b>支出合計</b>	<b>5,312</b>	<b>5,065</b>	<b>△247</b>
収支差引	0	255	—



## グラフで見る決算状況



【収入支出の割合】

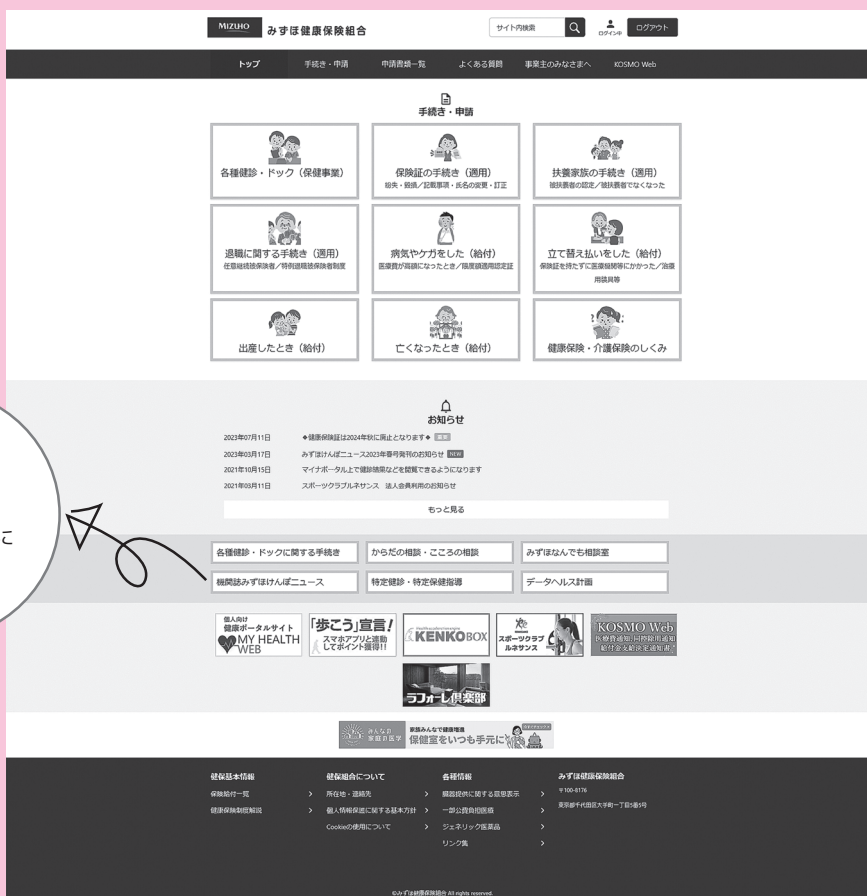


# みずほ健保ホームページが7/18リニューアルされました！ みずほ健保ホームページをご利用ください

みずほ健康保険組合 検索

<https://www.mizuho-kenpo.or.jp>

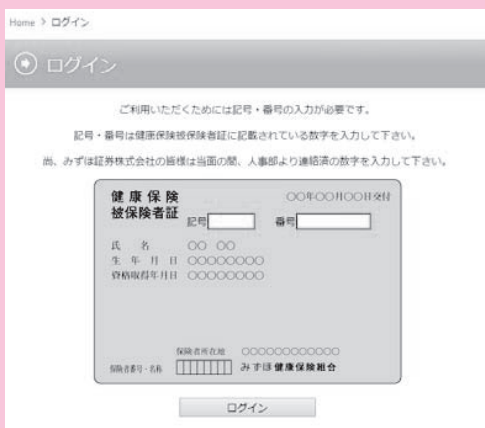
健康保険は、病気やケガ、出産や死亡といった事態に備える公的な医療保険制度です。  
みずほ健保からのお知らせや手続き方法など、皆様の健康づくりに役立つ情報を掲載しておりますので、ご利用ください。



ここから  
けんぽニュースに  
入れます。

○ サイト閲覧はログインをしてから

○ スマホ・タブレットにも対応してます



保険証番号の記号・番号を半角で入力ください。  
※みずほ証券の社員の方は、人事部から連絡のあった記号・番号を入力ください。



外出先でもサイトの  
閲覧が可能です。

<https://www.mizuho-kenpo.or.jp>



# 乳がん検診を受診しましょう

当健保組合では、約1,000人以上の方が乳がん罹患されており、決して他人事ではありません。  
早期発見・治療に繋げるため、定期的に検診を受診してください。

ご存じ  
ですか？

## みずほ健保組合の乳がん検診制度

「婦人科検診」として※毎年10,000円まで補助をしています！

※補助対象となる検査

乳がん検診…マンモグラフィ、乳腺超音波  
子宮がん検診…子宮頸部細胞診、子宮体部細胞診、経膈超音波



### ご利用方法 1 婦人科検診単独契約医療機関での受診

全国 200 以上の契約医療機関では、窓口負担※や健保への申請等が必要なく、スムーズに受診いただけます。

※ 10,000 円の補助額超過分は自己負担として窓口支払いが発生します。

下記の当健保 HP より契約医療機関をご確認いただけます。



### ご利用方法 2 人間ドックやけんぽ共同健診のオプション

人間ドックやけんぽ共同健診（被扶養者・任継・特退）のオプションとして受診いただけます



### ご利用方法 3 ご希望の検診機関で受診

健保組合と契約外の医療機関でのご受診の場合でも、所定の手続きにより後日その費用を 10,000 円まで補助します。



検診制度の詳細や契約医療機関については下記ページをご覧ください。

みずほ健康保険組合

<https://www.mizuho-kenpo.or.jp/>



乳がんは早期発見により  
乳房温存や完治も十分可能です。  
年に 1 回の定期検診を  
習慣にしましょう！

# 「医療費控除用通知」について

e-TAX 等で医療費控除の申告をする場合に利用可能な「医療費控除用通知」がみずほ健保 HP 上の KOSMO Web でダウンロードが可能で 2023 年分は 2024 年 1 月中旬から掲載予定です。

旧



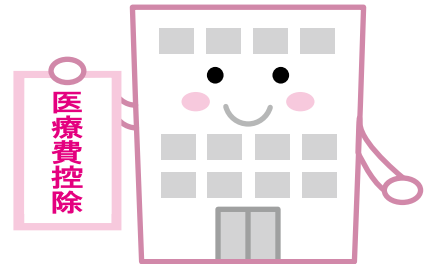
新



ログインして「医療費控除用通知」をクリック

「医療費控除用通知」データ内容は掲載時期によって変わります

データ掲載時期	医療機関・薬局等受診月
毎年 1 月中旬	前年 1 月～ 10 月受診
毎年 2 月中旬	前年 1 月～ 11 月受診
毎年 3 月中旬	前年 1 月～ 12 月受診



## 1 申告等に当たっての留意点

- ・医療機関等からの請求が遅延する分はデータ掲載時期も遅れます。
- ・医療費控除等の還付申告のみの方は例年3月15日を過ぎても申告を受け付けています。
- ・「医療費控除用通知」のダウンロード後のファイルには識別不能な文字列が含まれていますが、e-TAX 側へアップロード時に識別可能となりますので利用上の問題はありません。
- ・「医療費控除用通知」を印刷して添付で申告可能かどうかは [申告税務署](#) にご確認ください。

## 2 KOSMO WebのID・PWについて

- ・ID・PWがわからなくなった(過去にログイン実績あり)  
KOSMO Web トップページ左下「IDを忘れた方はこちらから」・「パスワードを忘れた方はこちらから」それぞれIDの再通知・仮パスワードの発行が可能です。
- ・IDがわからない(過去にログイン実績なく、健保から送られた仮ID・仮PWの案内はがきも紛失)  
「KOSMO Web ID・PW再発行依頼書」をご提出ください。  
→みずほ健保HP/申請書類一覧/給付/「KOSMO Web ID・PW再発行依頼書」  
また MHFG、MHBK、MHTB、MHRT (共通プラットフォーム人事制度利用者) の方はCOMPASからの出力も可能です。

医療費控除申告の不明点(e-TAX 操作方法・修正方法・申告時期含む)は [税務署](#) にお問合せください。

# 健康保険証は 2024年秋に廃止となる見通しです

行政のデジタル化を進めるための法改正案が2023年6月に成立したことで、2024年秋に現行の健康保険証は廃止となる見通しです。現在国主導でマイナンバーカードに保険証機能を一体化させた「マイナ保険証」を普及させていくために、各種対応策が検討されています（ただしマイナンバーカードの発行は「任意」です）。

「マイナ保険証」を利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省のホームページで順次公開されていますが、未だ利用できない医療機関・薬局もありますので必要に応じて現在ご利用の健康保険証もあわせてご持参ください。

「マイナ保険証」に関する情報は、みずほ健保 HP の「お知らせ」で順次更新してまいりますのでご参照ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用（「マイナ保険証」）するためには、マイナポータルからの申込みが必要です（健保組合では登録の手続きができません）。

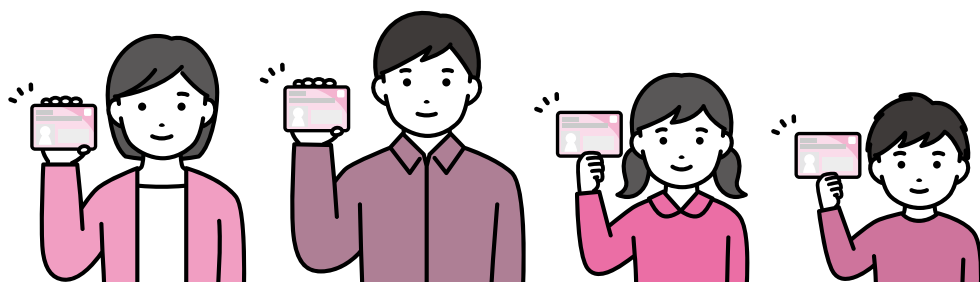
詳細はマイナポータル HP または以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

※マイナンバー総合ダイヤル：0120-95-0178

※「マイナ保険証」を利用できる医療機関・薬局（厚生労働省 HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※マイナンバーカードの健康保険証利用について（マイナポータル HP）  
[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

※マイナンバーカードをお持ちでない方はこちらをご参照ください  
（地方公共団体情報システム機構【J-LIS】HP）  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



# 医療機関等の受診には マイナンバー カード!

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が原則義務化されました。医療機関等への受診は、ぜひマイナンバーカードをご利用ください。



令和5年4月から

より多くの医療機関等で  
マイナンバーカードでの受診が可能に

このステッカーを貼っている  
医療機関・薬局で利用可能です!



令和6年秋から

健康保険証が廃止となり、  
マイナンバーカードでの受診が基本に



## マイナンバーカードで受診するメリット

### 安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。  
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。  
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。

令和5年4月～12月の特例

### 医療費の加算

	初診	再診	調剤
マイナンバーカード利用	20円	0円	10円
従来の保険証利用	60円	20円	40円

※患者負担は上記金額の2割または3割、加算があるのは同一医療機関において月に1回、調剤は6ヵ月に1回。

## マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法

 **マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します!**



## マイナンバーカードで受診するための準備

### 1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択



受け取り

- 1 ハガキが届く
- 2 受け取りに行く

詳しくはこちら



### 2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- 医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込みます



スマホから

- 下記3つを準備 [マイナポータル](#)
- 1 マイナンバーカード
  - 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
  - 3 アプリ「マイナポータル」のインストール
- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

- 必要なものはマイナンバーカードのみ!
- ATM画面
- マイナンバーカードでの手続き
- 健康保険証利用の申込み



従業員の皆さまへ  
のお願い

## 事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

健康保険法施行規則により、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと規定されております。従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。

また、マイナンバーが不明であるなど提出できない場合は、届出には、住民票の漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所が必要です。いずれも、事業主へ提出できない場合には、健保組合において加入者登録ができないため、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。

※任意継続被保険者の方は、健保組合へ直接届け出てください。



マイナンバーカードの  
健康保険証利用について

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



マイナンバーカードの  
メリットと安全性

デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>



# 被扶養者に係る異動の届出について

就職（パート・派遣先等での健保加入を含む<sup>※1</sup>）、結婚、離婚、死亡などの異動があった場合や被扶養者の年間収入が130万円（60歳以上または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円）以上となる場合など、被扶養者に変更があった場合は、お手続きが必要です。

※1 年取130万円未満であっても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の要件に当てはまる方は被扶養者とはならず、自身で健康保険・厚生年金保険に加入することになりますので、みずほ健保の被扶養者からの削除手続きが必要です。

下記をご参照の上、手続書類を事業主（勤務先）経由でご提出ください。（任意継続被保険者、特例退職被保険者の方は、直接、みずほ健保にご送付ください。）

主な変更理由	提出書類	提出期限
子どもなどが就職した	①被保険者・被扶養者変更届 <sup>※2</sup>	事由発生日から 5日以内
配偶者などがパート・派遣先等で健保に加入した	②就職（パート・派遣等）先の保険証コピー ③該当ご家族のみずほ健保の保険証	
子どもが結婚した	①被保険者・被扶養者変更届 <sup>※2</sup> ②該当ご家族のみずほ健保の保険証	
離婚した	①被保険者・被扶養者変更届 <sup>※2</sup> ②離婚日が確認できる書類のコピー ③該当ご家族のみずほ健保の保険証	
国内居住要件非該当	①被保険者・被扶養者変更届 <sup>※2</sup> ②該当ご家族のみずほ健保の保険証 ※状況に応じて書類の提出を求めることがありますので予めご了承ください。	

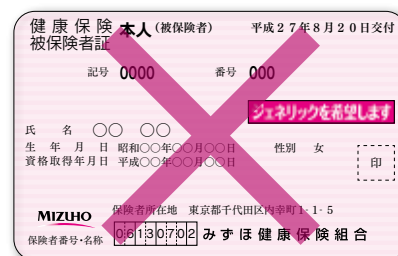
※2 「被保険者・被扶養者変更届」は、みずほ健保ホームページから印刷することができます。  
また、MHFG、MHBK、MHTB、MHRT（共通プラットフォーム人事制度利用者）所属の方はCOMPASからも印刷可能です。  
「新規申請」⇒（給与・税金・社会保険関連）「健康保険」⇒「被保険者・被扶養者変更届」

## 加入資格を喪失したら保険証の返却を

退職などによりみずほ健保の被保険者、就職などで被扶養者の加入資格がなくなったときは、保険証をみずほ健保に返却しなければなりません。みずほ健保の保険証は、みずほ健保に加入している間のみ使用することができます。

返却をせずに保険証を使った場合、無資格受診になりますので、後日、医療費の返還請求を行います。

**資格喪失後「みずほ健保の保険証」は使えません！**



## 保険証は資格喪失後、5日以内に返却を

被保険者が資格を喪失すると、被扶養者のご家族も保険証を使えなくなります。保険証はまとめてご返却いただきますようご協力をお願いします。

健康保険高齢受給者証や健康保険限度額適用認定証等がお手元にある場合は保険証と併せてご返却ください。

### 【ご返却先】

MHFG、MHBK、MHTB、MHRT、その他の会社…事業主（勤務先）経由でご返却ください。（被扶養者の手続きについては上の表をご参照ください。）

任意継続被保険者・特例退職被保険者の方も、資格喪失後5日以内に返却が必要です。該当の方は直接みずほ健保にご返却ください。

健康保険法施行規則で、被保険者は「資格喪失後5日以内に保険証を返却する」ように、事業主は「滞りなく保険証を回収して健保（保険者）に返納する」ように定められています。

**2021年10月からスタートしたオンライン資格確認（受診者の保険証やマイナンバーカードにより医療機関等が最新の資格情報を確認できる仕組み）の実効性を確保するためにも、法令に沿った保険証の返却・回収が必須となりますので、ご協力をお願いします。**

# 被扶養者の認定要件に『国内居住』が加わっています

2020年4月から被扶養者認定の要件が見直され被扶養者になれる条件に「国内に住所を有していること」が加わりました。このため、被扶養者が国内に居住していない（住民票が日本国内にない）場合は、被扶養者の資格要件を満たしませんのでご注意ください。

なお、下記Aのケースは例外となります。

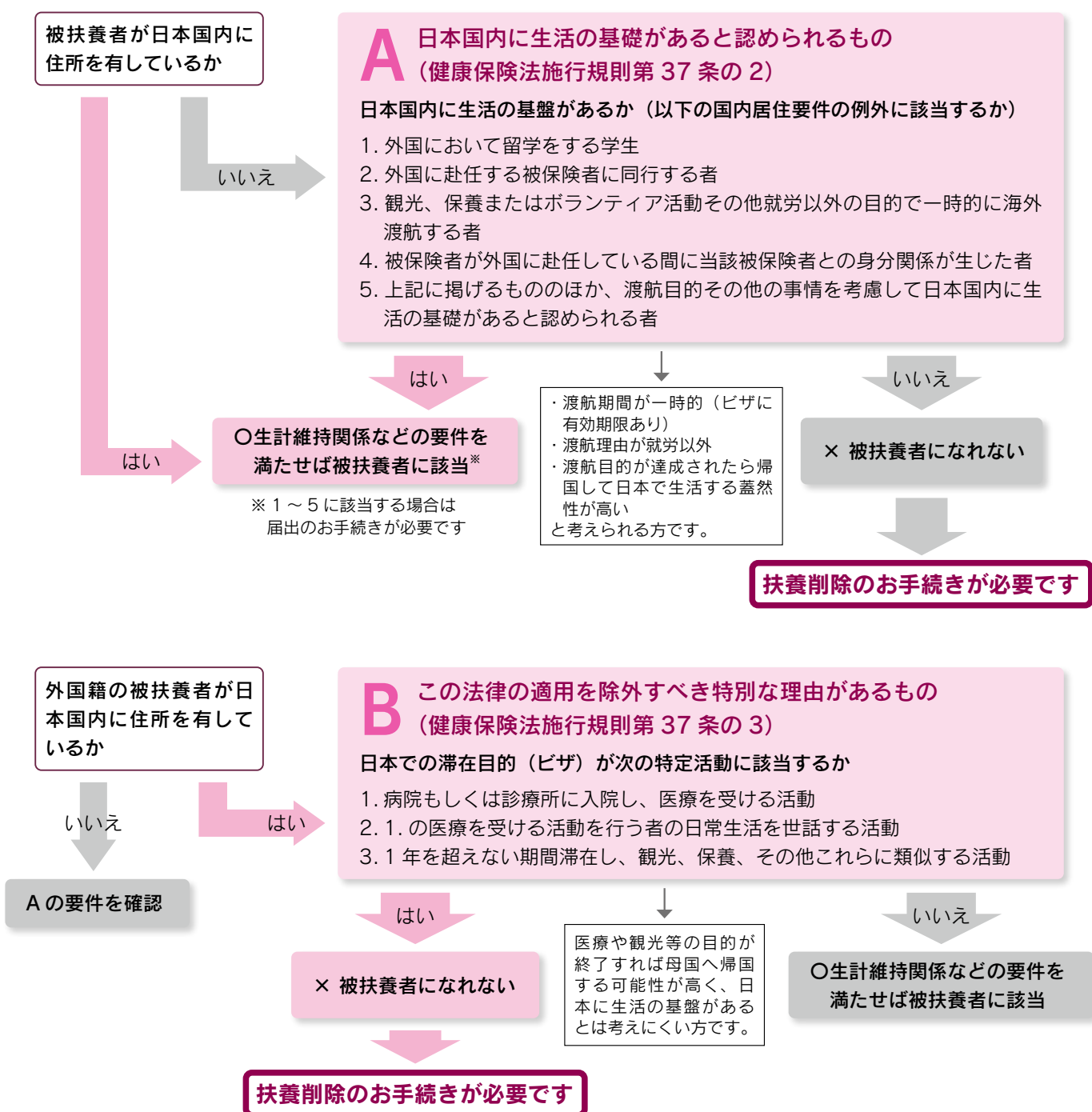
また、外国籍の被扶養者で日本国内に住所を有していても、日本に滞在する目的（ビザ）が下記Bに該当する場合、被扶養者としてできません。

<該当の方がいる場合、お手続きについて下記までお問合せください>

MHFG、MHBK、MHTB、MHRT（共通プラットフォーム人事制度利用者）の方 → みずほ健保 中核会社担当者まで

上記以外の事業所の方 → 各事業所の人事・総務等健保担当窓口まで

任意継続被保険者・特例退職被保険者の方 → みずほ健保 任意継続・特例退職担当者まで



# みずほなんでも相談室のご案内

仕事や人間関係などの職場での悩み  
**経済問題**や**家庭問題**など  
 どんな悩みでも、お気軽にご相談ください！  
 例えば、こんなことで悩んでいませんか？

- ★ 職場の上司や同僚との人間関係がうまくいかない
- ★ 転勤、係替えになったが、新しい仕事になじめない
- ★ 子どもの教育資金や住宅ローンの負担が重く、生活が苦しい
- ★ 夫婦や親子の関係がうまくいかない



ひとりで悩まず  
 まずは、今すぐフリーダイヤル

**0120-801-462**

E-Mail [soudan@mizuho-kenpo.or.jp](mailto:soudan@mizuho-kenpo.or.jp)

電話料  
相談料  
無料

当室への相談はすべて**匿名**でOK。ご相談内容を会社や職場に知られることはありません。**秘密は厳守**します。当室で対応できない場合は、信頼できる相談機関をご紹介します。

相談時間 月曜～金曜日  
 午前9時30分～午後6時

土、日、祝祭日、年末年始は休み

## からだの相談・こころの相談

健康、メンタル、育児、高齢者ケア等の相談をお受けしています。

### ● 国内からの電話でのご相談

**0120-606-116**

日時予約をしたい方は、アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。

### ● 海外からの電話でのご相談

アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。

### ● インターネットでのご相談 (国内・海外共通)

アプリ版又はWEB版「みんなの家庭の医学」の登録が必要です。詳しくはみずほ健保HPをご覧ください。

アプリダウンロードは  
 こちら→

ユーザー登録方法は  
 みずほ健保HPをご覧ください。

AppStore Google Play



### ● からだの相談時間 24時間365日

### ● こころの相談時間

平日 9:00～21:00  
 土曜 10:00～18:00  
 日・祝 1/1～1/3は休み

みずほ健保の各種お問い合わせは、下記にお願いいたします。

受付時間 平日 9:00～17:00

#### 適用 → 加入・脱退・保険証に関するもの

- MHFG、MHBK、MHTB、MHRT ☎ 03-6626-2739
- その他の会社 ☎ 03-6626-2740
- 特例退職被保険者 ☎ 03-6626-2741
- 任意継続被保険者 ☎ 03-6626-2742

- 医療費・限度額認定証等 ☎ 03-6626-2735
- 出産・埋葬・治療用装具等 ☎ 03-6626-2736
- 各種健診関係 ☎ 03-6626-2744
- 保健指導等 ☎ 03-6626-2745
- 総務 けんぽニュース ☎ 03-6626-2748



みずほ健康保険組合 組合会議員の任期満了により新しく次の方が選出されました。

#### ■ 選定議員

理事長	(株)みずほフィナンシャルグループ	人見 誠
常務理事	みずほ健康保険組合	伊藤 恭之
理事	みずほ証券(株)	小林 剛
理事	(株)みずほフィナンシャルグループ	村田 浩一
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	平野 慎治
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	横張 秀哉
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	村田 成穂
議員	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	達 昌宏
議員(監事)	(株)みずほフィナンシャルグループ	田尻 明彦

#### ■ 互選議員

常務理事	みずほ健康保険組合	濱田 高志
理事	(株)みずほ銀行	矢野 謙一
理事	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	長神 善之
理事	みずほフィナンシャルグループ従業員組合	井上 七瀬
議員	みずほ証券(株)	安藤 慶昭
議員(監事)	(株)みずほフィナンシャルグループ	藤浦 暁
議員	(株)みずほフィナンシャルグループ	原田 浩光
議員	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)(従業員組合)	小椋 厚
議員	みずほ証券従業員組合	手塚 和秀

#### 任期

令和5年8月17日から  
 令和8年8月16日  
 (敬称略)

#### 事業所

#### ● 事業所の所在地変更

日本証券テクノロジー(株) 東京都中央区	→	東京都江東区	5.1.1
名古屋ビルディング(株) 愛知県名古屋市中区	→	愛知県名古屋市中村区	5.2.27
平成ビルディング(株) 東京都中央区	→	東京都千代田区	5.5.8

#### 事業の委託業者について

各種保健事業の実施にあたっては、以下の事業者へ業務委託を行います。

(株)ai-Health、(株)アーテム、(株)イーウェル、池袋藤久ビルクリニック、(株)エス・エム・エス、(株)エム・エイチ・アイ、ガリバー・インターナショナル(株)、(株)QOLeap、(株)サンプリ、(株)法研、(株)保健同人フロンティア、みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)、メドケア(株) (五十音順)

#### 個人情報保護管理体制について

個人情報の取扱に関しては、「個人情報の保護に関する法律」等諸法令、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」等の厚生労働省通知、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の関係省庁の作成した各種ガイドライン、及びみずほ健保の「個人情報保護管理規程」やプライバシーポリシー等に基づき、適正かつ厳格に管理運用いたします。また、個人情報処理を含む業務を委託する場合には、必要な個人情報保護対策を取り、委託先監査等を通じて個人情報の保護に万全を期します。